

法改正と震災への対応に注力

介護保険事業経営委員会 委員長 廣江 研



今年の当委員会は、財政状況が不透明な中での介護報酬と診療報酬の同時改定および関連法令改正に向けて重点的に活動します。処遇改善交付金を含めた職員処遇、地域包括ケアシステムに向けた体制整備、都市部と地方間の格差などの問題に対し、会員の意見を集約して対応していきたいと思います。介護給付費分科会等にも発言の場を求めていくと共に、厚労省の担当部課ともより一層連携をとりながら、経営協らしい「良貨が生き残る」ための主張をしていきます。

地域包括ケアに向けて「高齢者住まい法」も改正されました。法改正により新たに「サービス付き高齢者向け住宅」として名称の一元化と共にハード、サービス、契約内容についての基準が明確化され、利用者にとっても安心して生活ができ、提供者側も補助金、税制などの優遇措置が受けられるようになりました。施設から住まいへの流れが、市場としても一段と進むと思います。とかく問題のある住宅系サービスの質の向上のためにも、経営協の会員法人が積極的に取り組むことで質の向上に貢献しなければ

ならないと思います。

今回の大震災で再建に大変苦慮しておられる法人もあります。その経営再建支援を進めなければなりません。法人から直接、被災法人に対し寄附、貸付などができるよう厚労省との協議もしています。経営協らしい施設再建に向けた経営支援、仮設住宅などのサポートセンター運営支援、職員の雇用問題などにしっかりと対応していかなければなりません。また、経営協として復興対策のための特別委員会を設置することとなりました。皆さまの積極的なご支援をよろしくお願いいたします。5月中には仙台に支援拠点を開設して活動を開始します。介護事業に限らず広く被災された法人からのご要望をお寄せください。

養護老人ホーム、軽費老人ホームの抱える課題も多くこれらの問題にも会員の意見を集約して対応したいと思います。

報酬改定に向けタイミングのよい時期を選びセミナーの開催も予定していますので、多数の参加を期待しています。

(鳥取県／こうほうえん)